

区立保育園の運営を  
民間事業者に引き継ぐための  
ガイドライン

平成 29 年 3 月  
杉並区 保育課

## ～ 目 次 ～

1	作成の目的 .....	1
2	基本的なスケジュール .....	1
3	運営事業者の公募 .....	2
4	事業者の選定 .....	2
	(1) 選定組織 .....	2
	(2) 選定委員会のスケジュール .....	2
	(3) 公募基準 .....	3
	ア 参加資格 .....	3
	イ 運営に関する条件 .....	3
	ウ 職員に関する条件 .....	4
	エ 施設及び設備に関する条件 .....	5
	オ 近隣住民への対応等に関する条件 .....	6
	(4) 審査基準 .....	6
6	運営事業者への引継ぎ .....	7
	(1) 移行計画の策定 .....	7
	(2) 合同保育の実施 .....	7
	(3) 区による移行までの進行管理等 .....	8
7	移行後の区の支援 .....	8
	(1) 運営支援 .....	8
	(2) 指導・検査 .....	8
	(3) 東京都福祉サービス第三者評価の受審の促進 .....	8
	(4) 保護者アンケートの実施 .....	9

## 1 作成の目的

平成 16 年度、区は初めて高井戸保育園を民営化しました。そして、平成 17 年度、庁内検討組織である「行財政改革推進本部会」のもとに設置した「保育サービスのありかた検討部会」の報告に基づき、区立保育園の運営形態を見直すこととし、その後 10 年間で 10 園を民営化することを計画しました。この計画に基づき、区は 8 園の民営化を進めてきました。

この間、保護者や学識経験者から、事業者の選定条件、区立保育園から事業者への引継ぎなどに対する多くの意見・助言をいただき、それらを運営主体を民間に移行する際の進め方に反映し、事業者の公募要項に盛り込むとともに、保護者説明会などで説明をしてきました。

このたび、運営主体が民間に引き継がれることについて、保護者の皆様の疑問や不安を少しでも解消いただけるよう、これまで実施してきた「進め方」をまとめ、運営主体を民間に引き継ぐことが決定してから、民営化開始まで、そして民営化後の園への区の支援などを、一連の流れとしてご確認いただけるようにしました。

## 2 基本的なスケジュール

民営化開始までは、事業者の募集・選定、運営主体の引継ぎを行い、民営化後も園への区の支援は続きます。

時 期		内容など
2 年前	春～夏	民営化する園の公表 保護者説明会の実施 ※指定管理者制度で都・区による建替・改築等を伴う場合は、建替・改築等のスケジュールに沿って公表する。
	秋	選定委員会の設置
	1 1 月～1 2 月	事業者募集
	1 月～2 月	事業者選定
	3 月	事業者決定
1 年前	春	保護者説明会の実施 移行計画に基づく引継ぎ開始
	1 2 月～3 月	合同保育の実施
民営化年	4 月	運営主体が民間に移行
	1 0 月	保護者アンケート実施
民営化後		運営に対しての助言、指導等の実施

※保護者の疑問や不安の声に対して、上記の他にも保護者説明会を実施し、丁寧な説明を行います。

※このスケジュールは、状況によって変わることがあります。

### 3 運営事業者の公募

事業者は公募型プロポーザルにより選定します。

区は、プロポーザルの実施を区公式ホームページに掲載するほか、杉並区内で認可保育所を運営する事業者にも周知するなど、多くの事業者にも公募情報が届くようにします。また、事業者が余裕をもって応募することができるよう、公募期間を確保します。

### 4 事業者の選定

#### (1) 選定組織

「杉並区プロポーザル選定委員会条例（以下「条例」という。）」に基づく選定委員会を設置し、事業者を選定します。

なお、条例第4条に基づく委員会の構成員は、対象園の保護者2名、学識経験者3名、対象園の園長を含む区職員5名を基本とします。

#### (2) 選定委員会のスケジュール

選定委員会での審査等は、次のスケジュールを基本に進めます。

	内容等	備考
第1回 (準備会)	①自己紹介 ②委員長の互選（記名式、挙手など互選方法は選定委員会で決めます） ③委員会のスケジュール確認 ④公募要項（案）に対する審議 等	2時間程度
第2回	①公募要項（案）に対する審議 ②書類審査基準（案）に対する審議 ③選定スケジュール（案）確認	2時間程度
第3回	①書類審査	各委員が都合の良い時間に会場で審査
第4回	①書類審査結果について確認（書類審査通過事業者の決定） ②視察審査基準（案）に対する審議 ③ヒアリング審査基準（案）に対する審議	2時間程度
第5回	①書類審査通過法人の運営保育園視察	各法人半日程度
第6回	①視察結果について確認 ②ヒアリング（各法人60分程度） ③選定結果について	半日程度

※審議の進捗によって、開催回数等に変更します。

### (3) 公募基準

#### ア 参加資格

事業者を公募対象とする際の参加資格基準は、次の項目を基本とし、選定委員会で審議し決定します。

- ① 基準日現在、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に定める認可保育所あるいは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に定める認定こども園を運営している法人で、法人として認可保育所等の運営実績が 1 年以上あること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- ④ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 法人税、法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑦ 区長、副区長又は区議会議員等が無限責任社員等になっていないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑨ 児童福祉法第 59 条第 1 項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと。
- ⑩ 児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと。
- ⑪ 提案事業者全体の財務内容について、直近 3 会計期間連続して損失を計上していないこと。
- ⑫ 提案事業者全体の財務内容について、直近 2 会計期間中いずれの年度も債務超過になっていないこと。

#### イ 運営に関する条件

事業者が民営化保育園を運営するに当たり、厳守する条件、基準等は

次の項目を基本とし、選定委員会で審議し決定します。

- ① 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつサービスの自己評価や第三者評価、相談・苦情対応の仕組みを整備し、安定した質の高いサービスを行うこと。
- ② 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を遵守し、利用に関する説明を行い、質の高いサービスを提供すること。
- ③ 「杉並区立保育園保育実践方針」を尊重のうえ、対象園の保育目標を継承し、発展させること。
- ④ 自園内での調理を実施すること。また、乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有する栄養士を確保している等、業務上安全な給食提供への注意を払う体制をとること。
- ⑤ 情報公開、個人情報保護、危機管理、給食、感染症等のマニュアルを作成すること。
- ⑥ これまで対象園で行ってきた行事は、その実施目的等を十分に理解し、民営化保育園の行事等に引き継ぐことを想定すること。

#### ウ 職員に関する条件

事業者が民営化保育園を運営するに当たり、厳守する配置職員の条件は次の項目を基本とし、選定委員会で審議し決定します。

- ① 保育園には、施設長（園長）、保育士、調理員、事務員又は用務員、看護師又は保健師及び嘱託医を配置すること。
- ② 施設長（園長）は、専任とし、保育士資格取得後、7年以上の保育実務経験（児童福祉法に規定する保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園並びに東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所における保育経験をいう。以下同じ。）を有すること。
- ③ 保育士の配置に当たっては、年齢バランスを考慮すること。施設長（園長）を除き、常勤の正規職員のうち、保育士資格取得後、5年以上の保育実務経験がある保育士を半数以上配置すること。

- ④ 常勤保育士等の配置基準は、以下のとおりとすること。

区 分	基 準	備 考
0歳児	児童3人に対して職員1人	
1歳児	児童5人に対して職員1人	都要綱基準 6人
2歳児	児童6人に対して職員1人	
3歳児	児童20人に対して職員1人	15人の場合、公定価格加算あり
4・5歳児	児童30人に対して職員1人	
標準時間対応保育士	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設に1人	
非常勤保育士	施設に1人	
充実保育	定員91人以上の施設に1人	
朝・夕保育	定員61人以上の施設に1人	
障害児	児童2人までに対し職員1人	障害児保育実務経験者を配置

- ⑤ 調理員は3人（0歳児定員が6人以上の施設については4人）配置することとし、乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有すること。
- ⑥ 調理員又は用務員については、外部の事業者へ委託することを可とする。
- ⑦ 「杉並区障害児保育運営要綱」による「調整会議」で認定された児童を保育する場合は、区の職員配置基準により障害児保育の経験がある職員を配置すること。

## エ 施設及び設備に関する条件

事業者は、民営化保育園の整備に当たって、施設及び設備に関して、次の項目を満たすことを基本とし、選定委員会で審議の上決定します。

- ① 遵守すべき法令等
- ・ 児童福祉法
  - ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
  - ・ 東京都児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）及び同施行規則（平成24年東京都規則第47号）
  - ・ 保育所設置認可等事務取扱要綱
  - ・ その他関係法令等
- ② 産休明け保育（生後57日から）を新たに行うこととし、対象園の定員を基本に区が定める定員程度の施設とすること。
- ③ 自転車及びベビーカー等の置場を確保すること。

- ④ 各部屋の区面積基準を確保すること。

区 分	区面積基準	備 考
0歳児室	児童一人当たり 5 m <sup>2</sup> 以上	都要綱基準 3.3 m <sup>2</sup> 以上
1歳児室	児童一人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 以上	
2歳児以上	児童一人当たり 1.98 m <sup>2</sup> 以上	
障害児室	児童一人当たり 5 m <sup>2</sup> 以上	障害児室を設ける場合

- ⑤ 各部屋の面積は、有効内法面積（内法面積から、戸棚、手洗い場等、保育に利用できない面積を除外した面積をいう。）で計算すること。
- ⑥ 屋外遊戯場として必要な面積は、基本的に敷地内の地上部に設けること。
- ⑦ 屋外遊戯場から直接使用できる幼児用トイレ及び手洗いを設置すること。

#### オ 近隣住民への対応等に関する条件

- ① 保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保護者への情報提供に努め、かつ、保護者の意見、要望を伺う機会を設けることとする。
- ② 近隣住民に親しまれ、地域に溶け込んだ保育園となるよう、近隣住民への配慮について、最大限に努めることとする。
- ③ 施設の建設に際しては、「杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に準拠し、敷地境界線から建築予定建築物の高さ2倍の範囲の近隣住民に対して、施設整備前に説明を行い、理解を得るよう努めることとする。
- ④ 運営事業者は、近隣住民からの建物設計に関する意見・要望は、保育園運営に支障のない範囲で、できる限り対応すること。
- ⑤ 区は、説明会等への出席や運営事業者への助言など、運営事業者とともに近隣住民への理解に努めるものとする。

#### (4) 審査基準

公募型プロポーザルに当たり、提案事業者から提出された企画提案書等の書類・ヒアリング等をもとに、提案の実現性・施設運営の継続性・安定性などを、審査基準に基づき選定委員会において審査・選定します。

なお、審査基準は以下の項目を重視することを基本とし、選定委員会で決定します。

- ① 応募事業者について
- ・事業者の財務状況や保育事業の運営実績
  - ・事業者の保育に対する方針や理念 等
- ② 保育の運営について

- ・ 児童定員、保育時間、特別保育
  - ・ 保育プログラムや保育環境
  - ・ 給食の質（アレルギー対応を含む）
  - ・ 感染症等の対策
  - ・ 保護者との連絡、連携 等
- ③ 保育施設について
- ・ 各部屋の配置や安全性 等
- ④ 職員について
- ・ 職員配置
  - ・ 職員の採用と育成 等
- ⑤ その他
- ・ 地域との連携
  - ・ 施設における情報公開、個人情報保護体制
  - ・ 危機管理体制
  - ・ 苦情、相談対応体制
  - ・ 危機管理体制
  - ・ 開始までのスケジュール 等

## 6 運営事業者への引継ぎ

対象の区立保育園の保育内容を継承することを前提に引継ぎを行います。

### (1) 移行計画の策定

運営事業者は、保護者や子どもが安心して保育園に通い続けられるよう、引継ぎ体制等を盛り込んだ移行計画を区と協議の上、定めるものとします。

移行計画には、行事の継承を確実にを行うため、対象の区立保育園が実施する行事等に参加することを盛り込むこととします。

### (2) 合同保育の実施

移行の際は、保育士等の職員の入れ替わり等による保育環境の変化が子どもへ及ぼす影響を最小限に留めるため、段階的に運営事業者の職員を配置し、子どもが新しい保育士に早く慣れることができるよう、区職員と運営事業者職員の合同保育期間を設けます。運営事業者は、移行の期間中に個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行い、保護者や子どもとの信頼関係を築くことに努めます。

合同保育期間は4ヶ月を目安とし、対象園の状況を踏まえ、区と運営事業者が協議のうえ、決定します。

### (3) 区による移行までの進行管理等

区は、移行計画どおりに引継ぎが進んでいるか逐次進行管理を行うとともに、必要に応じて改善・指導を行い、円滑な移行を進めます。

## 7 移行後の区の支援

区は、区内全ての保育施設の質の維持・向上に努めています。

こうした観点から、運営に対しての助言、指導等を区の責務として行っていきます。

### (1) 運営支援

区は、民営化園の保育の質の維持・向上のため、事業者に対し、区職員（区立保育園園長経験者）による巡回指導及び専門的な保育相談を行い多方面からの支援を積極的に行います。

区主催の実務研修への参加を促し、「杉並区立保育園保育実践方針」を基に、質の高い保育を築く区の方針を十分に理解し、運営に活かせるよう支援していきます。また、保育関連情報を共有し、保育に活かせるよう、定期的に園長会を開催します。

さらに、近隣園との地域懇談会の開催などにより、保育園間の連携を密にし、情報交換などを通じ、区内保育所全体の質の向上が図られるようにします。

### (2) 指導・検査

区は、子ども・子育て支援法第 14 条に基づき、都とも連携し、定期的に指導検査を実施することにより、より質の高い保育園運営とするための助言を行います。

また、必要に応じて、同法第 38 条に基づく指導監査、同法第 39 条に基づく、改善の勧告、命令等を行い、安心・安全な保育園を維持していきます。

### (3) 東京都福祉サービス第三者評価の受審の促進

サービスの質の向上や事業の透明性の確保などを目的とする東京都福祉サービス第三者評価の定期的な受審（指定管理保育所については、指定期間が満了する前年度、それ以外の民営化園にあっては、3 年から 5 年に一度）を促し、事業者が常に保育の質やサービス向上を図れるように支援します。

#### (4) 保護者アンケートの実施

区は、民営化への移行6ヶ月後に保護者アンケートを実施し、運営状況を評価するとともに、改善点等があれば、運営事業者に改善を促します。